

お知らせ

選挙管理委員会委員が決まりました

6月14日、議会の選挙で選挙管理委員会委員の改選が行われ、6月25日の選挙管理委員会で新体制が決定しました。各委員の任期は、平成32年6月24日までとなります。新体制は次のとおりです。

職名	氏名(敬称略)・住所
委員長	五十嵐 憲一 平井二一九六一三九
職務代理者	山崎 順一 大久野八七三八
委員	三ヶ尻 ヨシ子 大久野三八八
委員	山田 みな 平井七六〇一四一

問 総務課 庶務係 内線 301

今月の町長室開放日



町民の皆さんが橋本町長と懇談することができる「ちよつとひとつぱなし対話コーナー」を開設します。

日時 8月25日(木)午後1時30分～4時(午後1時から受付) ※対話時間は30分以内 ※一組5人までとし、個人的な要望・相談・苦情・営利目的な内容はお断りします。
対象 町内在住の個人の方
※身分証などをご提示いただく場合があります。

ります。 ※中学生以下は保護者同伴。
問 総務課 広聴広報係 内線 306

ふるさと納税制度による寄附金の募集

ふるさと納税とは?

自分の生まれ育った町や応援したい町に寄附を行い、寄附額のうち2千円を超える額について所得税と住民税の控除を受けることができる制度です。

謝礼品の贈呈

町に対して1万円以上のふるさと納税(寄附)をしていただいた方に、御礼として日の出町の特産品やつるつる温泉の入浴券を贈呈します。
ふるさと納税を活用して、日の出町のまちづくりにご協力をお願いいたします。

問 企画財政課 内線 314



写真はイメージです

証明書などの時間外交付のご案内

電話予約で、住民票などの各種証明書、課税(非課税)証明書などの税関係証明書の「時間外交付」や「宅配サービス」を利用できます。交付を希望する当日を含め5日前から受け付けします。受け取りには、本人確認書類(免許証・個人番号カードなど)の提示をお願いします。

交付できる証明書 住民票(本人または同じ世帯の方) / 印鑑証明書(本人または同じ世帯の方 ※ 印鑑登録カード提示が必要) / 身分証明書(本人のみ) / 戸籍の附票(本人または同じ世帯の方及び同じ戸籍の方) / 町・都民税課税・非課税証明書(本人または同じ世帯の方) / 町・都民税所得証明書(本人または同じ世帯の方) / 土地・家屋(評価・公課)

証明書(本人または同じ世帯の方) / 納税証明書(本人のみ)

時間外交付

受付時間 平日午前8時30分～午後4時
交付時間 平日午後5時15分～9時
土日・祝日 ▼ 午前9時～午後5時
交付場所 夜間宿直窓口

宅配サービス

受付時間 平日午前8時30分～午後4時
交付時間 平日午後5時15分～8時までの希望時間(町職員が配達します)
配達料金 1回200円
※宅配サービスは町内在住で、ご来庁困難な方に限ります。

問 町民課 窓口サービス係 内線 281

税務課 住民税係 内線 261

テニスコートの利用割付会議を開催

スポーツパークテニスコート・塩田テニスコートの定期的な利用を希望する団体は、利用割付会議に出席してください。

利用割付会議

登録団体を対象に利用日・時間などを決定します。

日時 8月22日(月)午後2時
場所 教育センター2階多目的会議室
利用割付期間 12月～平成29年3月分
利用割付基準 週1回2時間まで。利用日・時間は、割付会議で決定。

団体登録

利用割付会議へ出席する団体は、教育委員会への登録が必要です。登録済みの団体には別途通知します。

登録要件 ①町内在住または在勤で10人以上の団体(ただし、他団体で登録されている方は不可) ②代表者または責任者が20歳以上の方
登録書類の配布 8月12日(金)まで文化スポーツ課で配布 ▼ 受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分

問 文化スポーツ課 スポーツ振興係 内線 545

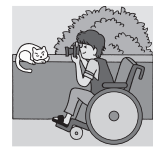
心身障害者福祉手当などを支給します

8月は心身障害者福祉手当(都・町制度)、しん臓機能障害者交通費助成の支給月です。15日(月)に指定口座へ振込予定ですので、ご確認ください。

心身障害者福祉制度の紹介

特別児童扶養手当(国)
次に該当する20歳未満の児童を扶養している父母または養育者

- 1級 身体障害者手帳1・2級／愛の手帳1・2度程度の児童
- 2級 身体障害者手帳3級／愛の手帳3度程度の児童
- ※1・2級と同程度の疾病
- もししくは身体または精神の障害がある児童
- 障害児福祉手当(国)
- 20歳未満で、重度の障害のため日常生活で常時介護が必要な方(障害年金受給者、施設入所者は除く)
- 特別障害者手当(国)
- 20歳以上で、著しく重度の障害のため日常生活で常時特別な介護が必要な方(3カ月以上入院、施設入所者は除く)
- 重度心身障害者手当(都)
- 心身に重度の障害があるため、常時複雑な介護が必要な方
- 心身障害者福祉手当(都)(町)
- 20歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度をお持ちの方
- じん臓機能障害者交通費助成(町)
- じん臓機能障害で人工透析または服薬の治療が必要で、自動車などの交通機関を利用し医療機関に通院する方
- 特殊疾病福祉手当(町)
- 特殊疾病にかかっている方
- 障害者交通費助成(町)
- 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度をお持ちの方
- ※各手当・助成には支給要件・制限など



問 子育て福祉課 地域支援係 内線 293 があります。

子育て・教育

青少年育成支援金(第1期)支給申請受付が始まります



15歳の翌年度より18歳に達する年度にある青少年(高校生年代)の保護者または本人に対し、月1万円を限度に青少年育成支援金を支給しています。教材費、通学費、習い事に関わる経費などのうち、平成28年4月～7月の間にかかった費用が対象になります。

受付期間 8月1日(月)～31日(水) 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
 ※受付期間を過ぎた支給申請は、お受けできませんのでご注意ください。
 必要なもの 印鑑・領収書など
 申請には、領収書などが必要になりますので、必ず保管しておいてください。
 ※青少年育成支援金制度を受けるには事前申請が必要です。まだお済みでない方は、子育て福祉課までご連絡ください。

子ども家庭支援センター相談電話
 子育ての悩みなど、お気軽にご相談ください。
 受付日時 月～金曜日 午前9～午後5時(正午～午後1時を除く)
 相談専用電話 (597) 6177

10月からファミリー・サポート・センターを開設

～利用会員と協力会員を募集します～

ファミリーサポートセンターとは、子育ての手助けが必要な方(利用会員)と、子育てを手伝ってあげられる方(協力会員)が会員になり、利用会員が必要としている援助活動を協力会員が実施する、育児支援ネットワークです。協力会員は、センターが実施する協力会員養成講習会修了後に活動を行っていただきます。活動後は、利用会員から協力会員に利用料が支払われます。

ファミリー・サポート・センターは、こんなときに利用できます
 保育園・学童クラブ・幼稚園・学校などの送迎、その前後の預かり、習い事の送迎、保育園・学校などが休みのときの預かりなど

- 利用会員とは(子育ての手助けが必要な方)
 町内在住で、生後6カ月～満12歳までの子どもの保護者で、育児援助が必要な方
- 協力会員とは(子育てを手伝ってあげられる方)
 町内在住で、心身ともに健康な満20歳以上の方
- 利用料 平日 午前7時30分～午後7時：1時間あたり700円
 平日 午前7時30分～午後7時以外の時間・土日祝日：1時間あたり900円
- 申込 下記問合せ先にお電話ください。

問 子ども家庭支援センター 内線 296

ファミリー・サポート・センターのシステム

